

(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	微差圧スイッチ	日付 平成14年5月29日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 10Pa～30kPa程度の圧力設定が可能な空気・非腐食性ガス用の微差圧スイッチで、半導体工場等のクリーンルーム内と前室の静差圧の検知用、バイオ施設、原子力施設等の内外の静圧検知用、産業用排気装置のダクト内外の差圧の検知用などに使用されるものである。</p> <p>構造、仕様、意匠 定格：125 / 250V、5A (抵抗負荷)、3A (誘導負荷) ゴムダイヤフラム式のもので、ダイヤフラムに発生する力によりマイクロスイッチの接点を操作するものである。</p> <p>主な使用者、販売先 工場、産業用施設、斎場の煙道、ビル管理法適用施設の空気調査装置など</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 圧力スイッチであるが、大気圧以下で動作するものであり、産業用として使用される場合に限っては電気用品の非対象として取り扱う。</p> <p>理由 当該スイッチは一般家庭に据え付けられるものでなく、産業用に用途が限定されているため。</p>		